

## 生駒市葬祭場の設置等に関する指導要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内における葬祭場の設置及び葬祭場の管理運営に関し、必要な行政指導内容を定め、関係者が相互の立場を尊重し、誠意ある協力を求めることにより紛争を未然に防止し、良好な住環境の形成に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 葬祭場 業として葬儀（骨葬等を含む。）を行うことを主たる目的とした集会施設をいう。
- (2) 葬祭場の設置 葬祭場の新築、改築若しくは増築又は用途変更若しくは使用方法の変更により葬祭場を設置することをいう。
- (3) 事業者 葬祭場の設置又は葬祭場の管理運営をする者をいう。
- (4) 周辺関係住民等 次に該当する者をいう。
  - ア 葬祭場の敷地境界線からの水平距離が100メートルの範囲内にある土地の所有者並びに建築物の所有者及び占有者
  - イ アに規定する範囲内に居住する住民を構成員としている自治会又は商店会の代表者
- (5) 関係者 事業者及び周辺関係住民等をいう。

### (事業者の責務)

第3条 事業者は、葬祭場の設置及び葬祭場の管理運営にあたっては、周辺地域の生活環境に及ぼす影響について十分配慮するとともに、紛争の防止及び良好な地域社会の維持に努めるものとする。

### (周辺関係住民等の責務)

第4条 周辺関係住民等は、事業者から葬祭場の設置に伴い、その計画内容等について事前の説明の申出があった場合は、これに応ずるよう努めるものとする。

### (市の責務)

第5条 市は、事業者に対し、必要な行政指導及び協力要請を行うものとする。

### (事前協議)

第6条 事業者が葬祭場の設置をしようとするときは、次条に定める周辺関係住民等への周知等を行う前に、事業者は事前協議書（様式第1号）に次に掲げる図書を添付して市長に提出し、当該建築等の計画の概要及びこの要綱に定める事項について協議するものとする。

- (1) 葬祭場設置計画概要書（様式第2号）
- (2) 付近見取図（周辺関係住民等の範囲を図示すること）
- (3) 土地利用計画図（配置図）
- (4) 平面図
- (5) 立面図
- (6) 管理運営関係書類
- (7) その他市長が必要とするもの

2 前項で定める事前協議書の提出時期については、次のいずれかのうち最も早い日によるものとする。

(1) 生駒市宅地等開発行為に関する指導要綱（昭和62年生駒市告示第144号）第3条の規定に該当した場合については、同要綱第4条第1項の規定に基づく予備協議申請の提出時とする。

(2) 葬祭場の設置に係る工事に着手する日の少なくとも30日前とする。

(3) 葬祭場として業務を開始する予定日の少なくとも60日前とする。

（周辺関係住民等への周知等）

第7条 事業者が葬祭場の設置をしようとするときは、事業者は葬祭場の設置の計画概要等を周辺関係住民等に対し、前条第2項で定める提出後10日以内に次に掲げる事項について個別の説明又は説明会により周知するとともに、周辺関係住民等の理解が得られるよう努めるものとする。

(1) 当該建築物の敷地の形態及び規模並びに敷地内の建築物及び駐車場の位置等の概要

(2) 当該建築物の規模、構造及び用途

(3) 当該建築物の設置に伴って生ずる周辺の生活環境に及ぼす影響及びその対策

(4) 当該建築物の工期、工法及び作業方法

(5) 当該建築物の工事による危害の防止策

(6) 当該建築物の管理運営体制

2 周辺関係住民等は、事業者から当該計画概要等の個別の説明又は説明会の実施要請があった場合には協力するものとする。

3 事業者が前項に定める個別の説明又は説明会を行ったときは、事業者は速やかにその状況を事前説明報告書（様式第3号）により市長に提出するものとする。

（関係者の協議等）

第8条 関係者は、いずれか一方から協議を求められたときは、これに応じるよう努めるものとする。

2 関係者は、協議が成立したときそのいずれか一方からの求めにより、前項の協議の内容について協定書等を締結し、相互に遵守するよう努めるものとする。

3 関係者は、葬祭場の設置によって生じたすべての紛争について、相互の立場を尊重し、誠意をもって自主的に解決するよう努めるものとする。

（環境整備事項）

第9条 事業者が葬祭場の設置をしようとするときは、事業者は次に掲げる事項に適合するよう努めるものとする。

(1) 歩行者及び自動車の通行その他の交通環境に配慮すること。

(2) 霊柩車、マイクロバス等葬儀用車両の発着場所を葬祭場の敷地内に設けること。

(3) 葬祭場の形態及び意匠を周辺の景観と調和するものとする。

(4) 隣地境界線と葬祭場の外壁までの間に境界線に沿って可能な限り緑化を施すこと。

（管理運営事項）

第10条 事業者が葬祭場を設置したときは、事業者はその管理運営について次に掲げる事項を遵守するほか、周辺関係住民等の意向を尊重するものとする。

- (1) 供花及び柩は、原則として建物内に設置すること。
- (2) 通夜、告別式等は、葬祭場の敷地内で行うこと。
- (3) 葬祭場から生ずる音、臭い等については、できるだけ周囲に影響のないよう防音、防臭等に配慮すること。
- (4) 敷地周辺の道路の状況により交通渋滞等が予測される場合は、会葬者の自動車による来場を自粛するよう指示するとともに、適所に警備員等を配置するなど事故の防止に努めること。
- (5) 敷地内及びその近傍地に周囲の景観を損ねるような広告物等の掲示は、行わないこと。
- (6) 当該葬祭場の管理運営にあたっては、奈良県暴力団排除条例（平成23年奈良県条例第35号）及び生駒市暴力団排除条例（平成23年12月生駒市条例第29号）を遵守すること。

（工事に関する措置）

第11条 事業者が葬祭場の設置のための工事をしようとするときは、事業者は周辺の居住環境に及ぼす影響を最小限にとどめるため、当該工事により発生する騒音及び振動の低減、ほこり等の飛散防止その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 事業者は工事用車両が教育施設等の通学路（児童及び生徒が教育施設等へ通う経路として専ら通行している道路をいう。）を通行することにより当該通学路を利用する児童及び生徒の安全に支障が生ずると予測されるときは、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

（工事完了の報告）

第12条 事業者が当該葬祭場の設置のための工事が完了したときは、事業者は遅滞なく工事完了報告書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

（計画変更及び事業者変更）

第13条 事業者が葬祭場の設置の計画を変更し、又は事業者を変更しようとするときは、事業者は速やかに計画変更届（様式第5号）を市長に提出するものとする。

- 2 事業者が葬祭場を譲渡し、又は賃貸するときは、この要綱に基づき協定した内容等について譲受人又は賃借人に継承し、譲受人又は賃借人は、これを遵守するものとする。

（勧告）

第14条 市長は、協議に応じない事業者又は協議事項を実行しない事業者に対して、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

（特例）

第15条 葬祭場の設置及び葬祭場の管理運営について、土地の状況その他の事情を勘案してこの要綱の定めによることが適当でないと市長が認めるときは、市長はこの要綱の第1条の目的の範囲内で別に定めることができる。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか葬祭場の設置及び葬祭場の管理運営に関し必要な事項

は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年12月11日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年2月9日から実施する。

# 事前協議書

年 月 日

生駒市長 様

（事業者）住所

氏名

電話 ー

（法人にあつては、その事務所の所在地

および名称ならびに代表者の氏名）

生駒市葬祭場の設置に関する指導要綱第6条第1項の規定に基づき、下記の計画の概要について、事前協議の申出をします。

記

設 置 計 画 の 概 要	葬祭場の位置	生駒市
	葬祭場の名称	
	用途地域	
	工事種別 （該当するものに○印をしてください）	新築 改築 増築 用途変更 使用方法変更 用途変更、使用方法変更の場合の変更前の用途 （ )
	工事予定	着工 年 月 日 完了 年 月 日
	業務開始予定日	年 月 日
	設計者	住所 連絡者氏名 氏名 電話
	工事施工者	住所 連絡者氏名 氏名 電話
* 備 考	* 受 付 欄	
	年 月 日	

\*印のある欄は記入しないでください。

（注）本計画に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出を行うこと。

## 葬祭場建築計画概要書

### 1 計画の概要

工事種別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 用途の変更				
構造	造	高  さ	m	階  数	地上  階 地下  階
敷地面積	m <sup>2</sup>	建築面積	m <sup>2</sup>	延べ面積	m <sup>2</sup>
		建ぺい率	%	容 積 率	%
総客席数	席	駐車台数	台		

### 2 環境整備事項及び管理運営事項

	項  目	対  応  策 (要  旨)
建 築 計 画 上	交通環境	
	葬儀用車両の発着場所	
	周辺環境との調和	
	緑化	
管 理 運 営 上	供花・楡の設置場所	
	通夜、告別式等の場所	
	防音・防臭対策	
	交通渋滞・事故防止対策	
	広告物制限	

（注）該当する□には、レ印を記入してください。

## 事前説明報告書

年 月 日

生駒市長 様

（事業者）住所

氏名

電話 ー

（法人にあつては、その事務所の所在地

および名称ならびに代表者の氏名）

生駒市葬祭場の設置に関する指導要綱第7条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

### 記

葬祭場の名称			
葬祭場の位置	生駒市		
説明会日時	年 月 日 時 ~ 時	開催回数	回目
事前説明方法	<input type="checkbox"/> 個別説明	<input type="checkbox"/> 説明会開催	
説明を受けた者又は出席者の住所・氏名	説明を受けた者又は、出席者の住所・氏名・リストを添付してください。（2面参照）		
説明の内容 （具体的に記入）			
近隣住民からの意見	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 特になし	
有の場合は具体的に記入してください			
説明資料	配布したもの	<input type="checkbox"/> 建築計画概要書 <input type="checkbox"/> 土地利用計画図 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 立面図 <input type="checkbox"/> 断面図 <input type="checkbox"/> 日影図 <input type="checkbox"/> 工程表 <input type="checkbox"/> その他（                    ）	
	提示したもの	<input type="checkbox"/> 建築計画概要書 <input type="checkbox"/> 土地利用計画図 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 立面図 <input type="checkbox"/> 断面図 <input type="checkbox"/> 日影図 <input type="checkbox"/> 工程表 <input type="checkbox"/> その他（                    ）	
* 受付欄			

（注）1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 「説明の内容」欄には、説明又は説明会の概要を記載し、詳細については議事録を添付してください。

3 説明対象区域を示した地図を添付してください。





# 工事完了報告書

年 月 日

生駒市長 様

（事業者）住所

氏名

電話 ー

（法人にあつては、その事務所の所在地

および名称ならびに代表者の氏名）

生駒市葬祭場の設置に関する指導要綱第12条の規定に基づき、下記葬祭場の工事が完了したので報告します。

## 記

葬祭場の位置	生駒市		
葬祭場の名称			
工事完了日	年 月 日		
設計者	住所 氏名	連絡者氏名 電話	
工事施工者	住所 氏名	連絡者氏名 電話	
* 受付欄			
年 月 日 No		現場調査	年 月 日
*意見欄			

\*印のある欄は記入しないでください。

## 計 画 変 更 届

年 月 日

生駒市長 様

（事業者）住所

氏名

電話 ー

（法人にあつては、その事務所の所在地

および名称ならびに代表者の氏名）

生駒市葬祭場の設置に関する指導要綱第13条第1項の規定に基づき、計画内容を下記のとおり変更いたしたく別添図書とともに届出します。

### 記

葬祭場の位置	生駒市	
葬祭場の名称		
変更の理由		
設 計 者	住 所 氏 名	連絡者氏名 電 話
工事施工者	住 所 氏 名	連絡者氏名 電 話
変 更 事 項		
*受 付 欄 No	年 月 日	*備 考

備 考 変更内容が分かる図面等を添付してください。

\*印のある欄は記入しないでください。